

# 学校法人佑愛学園 個人情報保護規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、学校法人佑愛学園（以下「本法人」という。）が、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報の適切な取扱い・管理を実施することにより、個人情報を保護することを目的とする。

### (定 義)

第2条 「個人情報」とは、現在及び過去のいずれかの時点で次の各号に掲げられている関係を有した者に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別され得るものをいう。

- (1) 本学の学生並びに学生の保護者及び保証人
- (2) ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンターの患者及び利用者
- (3) 本学への入学を志願、又は聴講等を申し込んだ者
- (4) 役員、職員、その他本法人と雇用関係にある者
- (5) 本学における教育活動・研究活動等に関与する者
- (6) その他本法人の運営に関係する者

2 「個人情報データベース」とは個人情報を含む情報の集合物で、個人情報を容易に検索することができるようにコンピューター又は帳簿などによって体系的に構成・整理したものをいう。

3 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 「保有個人データ」とは、個人データのうち、本人からの求めに応じて、本法人が開示、訂正、利用停止等を行うことのできる権限を有するデータで、6か月以上保有するものをいう。

5 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

### (責 務)

第3条 本法人は、個人情報を遵守し、個人情報の適切な取得、利用、管理、保存及び廃棄を図るなど、適切に取り扱い、本人の権利利権を損なうことがないように必要な措置を講じる。

2 本法人の役員、職員（以下「職員等」という。）は、業務上知り得た個人情報を漏洩、改ざん、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2章 管理体制

### (個人情報統括管理責任者)

第4条 本法人に「個人情報統括管理責任者」（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本法人全体の個人情報保護に関する全ての権限と責任を有し、本法人における個人情報の保護に関する一切の業務を統括する。

(個人情報管理責任者)

第5条 本法人に個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、学長とし、その所管業務の範囲内における個人情報に関して、この規程の定めに従い適正に管理するものとする。

(個人情報保護委員会)

第6条 本法人に個人情報の適切な取扱いを実現するために必要な事項について審議するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第7条 個人情報保護委員会は、(1)個人情報保護の施策に関する事項、(2)その他個人情報保護のために必要な事項について審議する。

(個人情報保護委員会の構成)

第8条 個人情報保護委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 統括責任者(理事長)

(2) 管理責任者(学長)

(3) 副学長

(4) 学部長

(5) 法人本部長

(6) 理事長が指名する教職員2名及びクリニック職員1名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 個人情報保護委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、統括管理責任者が務め、副委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(個人情報保護委員会の運営)

第10条 個人情報保護委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第11条 個人情報保護委員会の事務は、法人本部が行う。

### 第3章 個人情報の取扱

(個人情報の取得と利用目的の特定・変更)

第12条 本法人は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定し、利用目的達成に必要な範囲で取得しなければならない。

- 2 思想、信条、宗教に関する個人情報、並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、やむを得ない合理的な理由がない限り、取得してはならない。
- 3 個人情報の取得に当たっては、適法かつ適正な手段により行わなければならない。
- 4 第1項の利用目的は、個人情報を取得する前又は取得後すみやかに、本人に通知又は公表しなければならない。
- 5 第1項の利用目的を変更する場合には、変更された利用目的を本人に通知又は公表しなければならない。

(利用目的による制限)

第13条 個人情報の利用は、その利用目的の達成に必要な範囲で利用しなければならない。ただし、次に掲げる場合は除く。

- (1) 本人からあらかじめ同意を得た場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 個人情報保護委員会が必要かつ相当の理由があると認めた場合

#### 第4章 第三者提供・外部委託先の監督

(第三者提供の制限)

第14条 本法人は、前条の第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、本人の求めにより、当該本人の個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができる。
  - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法

(外部委託先の監督)

第15条 個人情報の取扱いを含む業務を外部に委託する場合は、当該契約において、次の各号の内容を規定し、個人情報の適正な取扱いについて、受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- (1) 漏洩の防止、盗用の禁止に関する事項
- (2) 再委託の禁止に関する事項
- (3) 契約期間終了後の個人情報の返却、破棄、消去に関する事項
- (4) データの加工、複写、複製の禁止に関する事項
- (5) 漏洩事故における責任範囲の明確化に関する事項

## 第5章 保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止

(保有個人データの公表等)

第16条 本法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態におかなければならない。

- (1) すべての保有個人データの利用目的
- (2) 開示・訂正・利用停止の申請手続きに関する事項
- (3) 保有個人データの取扱に関する苦情の申し出先

2 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知しなければならない。

(保有個人データの開示の申請)

第17条 本人は、本法人に対し自己に関する保有個人データの開示を申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 開示申請の対象となった保有個人データに、申請者以外の個人に関する情報が含まれている場合
- (2) 開示申請の対象となった保有個人データが、申請者の指導、診断、評価、選考等に関する場合。ただし、本法人所定の証明書として交付するときは、この限りでない。
- (3) 前2項のほか、申請者又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
- (4) 開示を行うことが、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) その他法令に違反することとなる場合

(保有個人データの開示の申請手続き)

第18条 前条に基づき保有個人データの開示申請をする場合、申請者は本人であることを証明する書類を示すとともに、次の各号に定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請者の所属、氏名及び住所
- (2) 開示を申請する保有個人データの内容
- (3) 開示申請の目的
- (4) その他統括管理責任者が必要とする事項

(保有個人データの開示の決定)

第19条 統括管理責任者は、開示申請を受けたときは、遅滞なく当該開示請求に係る保有個人データの開示の可否について決定し、保有個人データ開示等可否決定通知書をもって通知する。

(保有個人データの開示)

第20条 前条による保有個人データの開示は、次の方法により行う。

- (1) 公用文書に記載されている保有個人データの開示は、当該文書の写しの交付をもって行う。
- (2) コンピューター処理用の情報ファイルに記録されている保有個人データの開示については、現に使用しているプログラムを用いて出力したデータの写しの交付をもって行う。
- (3) 前2号に定める写しの交付が困難な場合は別の方法によって行う。

2 本法人は、開示申請にかかる保有個人データが、存在しない場合は又は存在する場合でも、第17条第1項第1号から第5号のいずれかに該当し、開示しないことを決定したときは、当該申請者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データの訂正の申請)

第21条 本人は自己に関する保有個人データの内容が事実と異なる場合、本法人に対し、当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の申請をすることができる。

(保有個人データの訂正等の申請手続)

第22条 前条に基づき、本人の保有個人データの訂正等を申請する場合は、申請者は本人であることを証明する書類を示すとともに、次の各号に定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請者の所属、氏名及び現住所
- (2) 訂正等を申請する保有個人データの内容
- (3) 訂正等申請の目的
- (4) その他統括管理責任者が必要とする事項

(保有個人データの訂正等)

第23条 本法人は、前条の申請があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果により、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 前項の規定により、当該保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、当該申請者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止の申請)

第24条 本人は、自己に関する保有個人データの利用若しくは取得方法又は第三者への提供について、法令違反があると判断した場合、本法人に対し、当該保有個人データの利用停止若しくは消去又は第三者への提供停止（以下「利用停止等」という。）の申請ができる。

(保有個人データの利用停止の申請手続き)

第25条 前条に基づき、本人の保有個人データの利用停止等を申請する場合、申請者は本人であることを証明する書類を示すとともに、次の各号に定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請者の所属、氏名及び現住所
- (2) 利用停止等を申請する保有個人データ
- (3) 利用停止等申請の目的
- (4) その他統括管理責任者が必要とする事項

(保有個人データの利用停止)

第26条 本法人は、前条の申請があった場合で、その申請が正当であると判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な、これに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本法人は、前項の規定により、当該保有個人データの利用停止等をおこなったとき、

又は利用停止等を行わない旨を決定したときは、当該申請者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

## 第6章 苦情の申出

(苦情の申出)

第27条 本人が、自己の個人情報に関する本法人の取扱いについて苦情を有する場合は、統括管理責任者に対し、苦情の申出をすることができる。

2 前項の申出を行う場合は、申出者は本人であることを証明する書類を示すとともに、次の各号に定める事項を記載した苦情申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出者の所属、氏名、現住所
- (2) 苦情の申出事項、理由及び希望する是正の内容
- (3) その他、統括管理責任者が必要とする事項

3 統括管理責任者は、第1項に定める苦情の申出があった場合は、速やかに、苦情の申出があったことを委員会に報告するとともに、委員会で苦情処理を行う。

## 第7章 補 則

(教育・研修)

第28条 本法人は、個人情報保護の重要性を認識させるとともに、個人情報の適正な取扱いの周知徹底を図るために、職員等に対し、教育・研修を行う。

(適正管理)

第29条 本法人は、保有する個人データを利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容を維持しなくてはならない。

(個人データの漏洩等が発生した場合の対応)

第30条 本法人は、個人データの漏洩等が発生した場合は、次の各号の対応をする。

- (1) 事実関係を本人に対し速やかに通知する
- (2) 二次被害の防止及び類似事案の発生回避の観点から、必要に応じ事実を公表する。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(その他)

第32条 この規則に定めのないことについては、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令の定めるところ、もしくは文部科学省指針に拠るものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。